

序 章 研究の背景、位置づけ、目的及び方法

1. 研究の背景

現在、日本は、他の国にも類を見ない高齢化社会を迎えようとしている。日本は、明治から大正時代にかけての多産多死型から、昭和に入り戦後を経て、生活の豊かさと医療技術の発達により、平均寿命が伸びるにつれて多産少死型となり、人口が増えていった。1980年代に入り、少産傾向が見え始め、日本の人口は横ばいになってきた。これから21世紀には、さらに少産傾向が強まることが予想され、それとともに平均寿命も伸びるため、少子化と高齢化が同時進行する社会を迎えることになる。1995年の高齢化率（全人口に占める65歳以上人口の割合、以下、同様）は、14.5%である。2010年には高齢化率が20%を超えると予想されている。つまり、5人に1人が65歳以上の高齢者となる。さらに2020年には、高齢化率は25%を突破し、4人に1人が65歳以上の高齢者となると予想されている。

平成6年9月28日、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）が施行され、政令で定める規模以上の特定建築物を建築しようとする者は、その特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるように措置を講ずるように努めなければならなくなった。

しかし、現実の都市を見ると、高齢者や身体障害者にとって使いづらい既存建築物が多く、そのことが障壁（バリアー）となり、利用者を限定している。障害を持つ人が普通に生活する上で、依然として大きなハンディキャップを負わざるを得ない状況がある。このように社会的不利益を生じさせる差別や偏見をなくすることが重要である。21世紀に向けて、全人口の20%から25%を占める高齢者を無視することができなくなる。様々な障壁をなくすこと（バリアフリー）を進めれば、高齢者や身体障害者が自由に活動できるようになる。

そこで、バリアフリーとは、何かを考えていきたい。

バリアフリーとは、障害を持つ人が社会生活をしていく上で、障壁となるものを除去するという意味であり、即ち、高齢者や身体障害者等が、その他の人々（健常者）と全く同じ生活条件で暮らせるようにすることである。

障害者白書平成7年度版（総理府編）によれば、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の基本的考え方では、5本の柱を示してい

る。その1つが「全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり」である。その中で、「障害者を取り巻く社会環境において4つの障壁があり、これらを除去し、特にまちづくり等を含む生活環境の改善や技術の進歩に応じた福祉機器の研究開発、普及を図ること等により、障害者が各種の社会活動を自由にできるような平等な社会づくりをめざす。」としている。

障害者を取り巻く4つの障壁、即ち、物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁を概観する。

① 物理的な障壁

建築物や歩道の段差、路上の放置自転車や電柱などの障害物。車椅子に座ったままでは届かない公衆電話や自動販売機、狭い公衆トイレや階段の多い駅などをあげることができる。

② 制度的な障壁

各種の資格制度、大学などの入試試験、任用試験など。この場合、物理的障壁を理由に制限されることが多々ある。また、視覚障害者が盲導犬と一緒に施設を利用できないことなどをあげることができる。

③ 文化・情報面の障壁

視覚、聴覚などの障害による情報収集の困難性。点字ブロックにより触覚情報を与え、同時に色彩を目立つ黄色にして弱視者の視覚情報の役割を果たさせているが、建物の美観上の理由から他の部分の床と同じような色にして目立たないようにしているケースが見られる。

④ 意識上の障壁

無知と無関心による偏見と差別の障害者観に起因する。障害者を社会にとって役に立たない、迷惑な存在とする。また、「かわいそう」「気の毒」といった同情や憐れみの障害者観により、障害のない人とは異なった特別の存在と見る。今日、普通の考え方として定着しているのは、障害者は障害のない人と同じ欲求・権利を持つ人間であり、社会の中で共に生きていく仲間であるという「共生」の障害者観である。

これらの障壁には、ハードな障壁とソフトな障壁の2つがあるが、これらの両方を取り除かなければ、バリアフリーにならない。そして、このことは、高齢者や身障者のみならず、健常者にとっても非常に重要である。その必要性について述べてみる。

① 高齢者や身障者等が使いやすい物は、その他の人々も使いやすい。身障者専用ではなく、身障者にも使用できることが重要である。最近ユニバーサルデザインという考え方が広がりつつある。

- ② 全ての人々が、遅かれ早かれ、高齢者になるし、さらには運動中の怪我や交通事故等で一時的な障害者になる可能性がある。
- ③ 健常者であっても、妊娠している婦人、小さな子供を連れた母親、重い荷物を持っている人は、鉄道駅の長い階段を上り下りする時にある種の苦痛を感じる。

ハートビル法や福祉環境整備要綱などの制定により、今後、新築される建築物ではバリアフリーに配慮されていくと考えられる。無論、様々な啓発活動により、建築主を含む人々の意識改革を進めることが前提となる。

一方、都市には新しい建築物ばかりではない。従って、建築物の棟数の大部分を占める既存建築物のバリアフリーに向けた改善も進めていかなければならない。また、建築物ばかりではなく、北海道の気象条件（積雪寒冷）を考慮して、道路、公園、その他の施設も改善されなくてはならない。いくら建築物だけが改善されても、そこへ至るまでがバリアフリーでなければ、全く意味がなく、高齢者や身体障害者等は、まちへ出ることができない。

ノーマライゼーションの考えに立つと、いつ、どのような街へ出ても、そこに高齢者や身体障害者がいるのが当然であり、健常者と同じように行動できなくてはいけない。現在では、このような平等が、実現されてなく、高齢者や身体障害者は、外出をあきらめかけていることすらある。そして、このことを解決することは、これからの自分たちにとっても、とても重要な課題であることを理解しなければならない。

高齢者や身体障害者等に限らず、誰もが住みやすいバリアフリーのまちづくりを進めるにあたって、整備、改善すべき対象には、①住宅（個人住宅、共同住宅）、②住宅以外の建築物（不特定多数が利用する建築物）、③道路、公園等、④公共交通機関があげられる。

北海道では、建築基準法施行条例で学校や病院等の特殊建築物、ハートビル法で駅、官公庁、銀行等を含めた特定建築物、福祉環境整備要綱で共同住宅、事務所、道路、公園等までを含めた公共的施設に一定の基準を設けて、バリアフリーの建築物やまちづくりを進めている。個人住宅、バスや電車等に関しては基準を設けていない。また、上記の法律等の多くは強制力を持たないので、建築主の意向に任されているのが現状である。

建築物や公園などの「点」と交通機関や道路などの「線」をバリアフリーにする努力を積み重ねることによって、都市空間という「面」がバリアフリーに

なっていくと考えられる。